

現行案(H25・1版)

流山市介護支援センター事業 の全体図

【目的】

高齢者が介護支援センター活動を通じ、社会貢献することを推奨及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防の推進と、市民の共同連帯の理念に基づき流山市介護支援センター制度を設け、もって活気あふれる社会を作ること。

【法的根拠】

介護保険法115条の45第1項、
地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③
実施要綱の制定

【対象】

流山市の介護保険第1号被保険者で要支援・要介護認定を受けていない方
* 転換交付金を受けるには、介護保険料の滞納・未納がないことが条件

流山市

- ① サポーター受入機関の登録に関する事務
- ② 転換交付金の受け付け～交付に関する事務

サポーター受入機関の登録申請

サポーター受入機関の登録許可

サポーター受入機関(介護保険施設等)

【活動内容】

- ・レクリエーション活動時の補助(特技披露、囲碁・将棋の相手役を含む)
 - ・食事、おやつの配膳・下膳
 - ・洗濯物の整理・整頓
 - ・見守り、話し相手
 - ・その他職員の指示のもとに行う軽微かつ補助的な活動(施設敷地内の除草、移動等の補助等)
- など

委託契約
サポーター管理業務

サポーター管理機関

- ① 介護支援センターの登録
- ② 介護支援センターの育成
- ③ 介護支援センター手帳の交付
- ④ サポーター活動先の紹介(一覧表配布)
- ⑤ 評価ポイントの管理・付与
- ⑥ 評価ポイントに応じた転換交付金の交付
など

評価ポイントを活用した転換交付金の交付の申出

転換交付金(最大5千円)の交付

サポーター活動

活動実績に応じて
スタンプを押印

介護支援センター

(要介護(要支援)認定を受けていない流山市の介護保険第1号被保険者)

管理機関にサポーター新規登録を申し出を行い、サポーター養成講座の修了後、登録を受ける(サポーター手帳の交付)。

集めたスタンプの評価ポイントへの交換の申し出

評価ポイントの交付

